麻生邸リアリティツアー事件国家賠償請求訴訟団ニュースレター

でてこい！

第3号
【10年12月4日】
頒価：カンパ制

編集・発行：麻生邸リアリティツアー事件国家賠償請求訴訟団
連絡先：〒151−0053 東京都渋谷区代々木4-29-4 西新宿ミノシマビル2F
TEL：03-3373-0180　FAX：03-3373-0184
フリーター全般労働組合気付
Web: http://state-compensation.freeter-union.org/　mail: realitytour.st.comp@gmail.com
郵便振替：00130-9-282713　口座名：麻生国賠
（他行からの振込　店名:〇一九店／預金種目：当座／口座番号：0282713）

【現場での情宣。多くの人の関心をひいていた。】

10 月 26 日。2 年前のこの日、渋谷の路上を歩いていた若者 3 人が、突如警官に取り押さえられ 10 日間も不当に拘束され続けました。麻生邸リアリティーツアー事件です。私たちは 2 年後の同日、渋谷駅ハチ公前と不当逮捕が行なわれた現場で、街頭宣伝をおこないました。（詳細本紙 11 ページ）

【目次】

p2　第 3 回 期日報告／p4　地裁情宣前と交流会報告
p5　なくせ公安条例 9.23 国賠集会／p7　あなたの国のデモの自由度は？・韓国編
p10　リアリティーツアー弾圧二周年街宣報告／p11　訴訟団日誌／p12　賛助会呼掛け

10.4 第3回期日報告

10 月 4 日、第３回期日が行われた。ここで原告は、被告国、被告都への再反論をした。すでに行われている、被告国、都からの反論も併せた経過をまとめたい。

（報告者：広田有香）

■被告（国、都）の主張（前回まで）

被告国は、①勾留状の発布②差押許可状の発布について違法限定説（註）を用いて、本国賠請求の棄却を求めた。

一方の被告都は、本件を「無許可（集会、デモ）」と位置づけ、逮捕一連の行為について何ら違法な点はないとする。事実関係（一部）は、次のとおり。（１）本国賠原告の園は、無許可デモを指揮煽動しており、警告を無視したことにより、公安条例違反容疑で逮捕しようとしたところ暴れだした。逮捕通告は行った。（２）原告Ａ、同渡邉は、警官への暴行のため、公務執行妨害容疑で逮捕した。

■原告の反論（今回）

被告国の主張するところの「違法限定説」は、国家賠償法基本趣旨（憲法１７条）に反する。仮に、同説を前提にしても行った捜査、差押の違法性は明らか、と反論。加え法廷において、大口弁護士が次の求釈明を行った。

「公安警察が捜索押収を行うと、本当にこのようなものが必要なのかと常識的には思われるものまで根こそぎごっそり持ってゆくのが常である。本件もそうであった。むしろ、公安警察はそのようにして事件とは関係が無くとも、公安警察活動上役に立つと考える資料を持ってゆくことが手法となっている。

つまり当該捜査は口実なのであって、些細な事案を大袈裟に騒いで、殊更に事件化して立件し、その捜査ということで、格好の情報収集手段として活用しているのである。本件が、まさにその典型である。

労働組合とその活動は憲法２８条によって保障された重要な基本的人権であるから、警察もこれを尊重しなければならない。上記のような捜査は一般的にも許されないが、とりわけ労働組合については、その活動内容・名簿等の情報が違法不当に収集されたりすることが絶対に無いように、警察は尊重・謙抑的姿勢に徹するべきである。にもかかわらず、本件にあっては、警察の権限が濫用されて違法な情報収集が行われた可能性が強い。被告国が仮に、「本件に於いてそのような権限の濫用はなかった」と言うのであるならば、原告準備書面の末尾「求

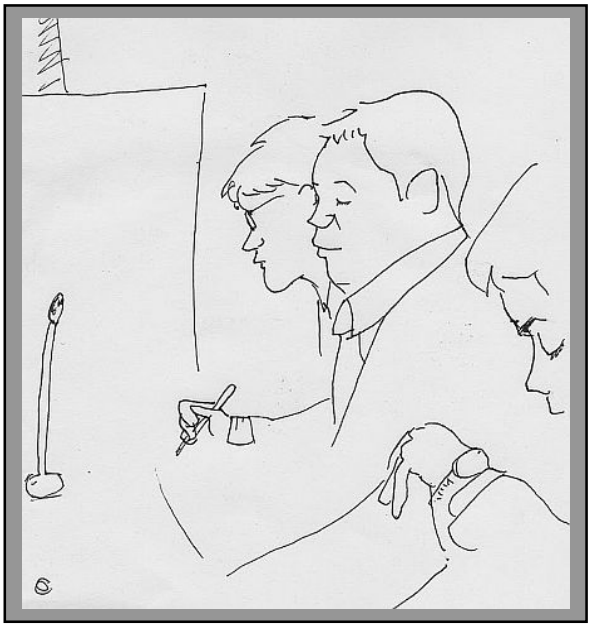

明」項に書いてあるとおり、本件の「差押さえるべき物」として特定して令状請求したもの、及び現実に押収した物について、本件被疑事実との関連性を厳密に明らかにされたい。」被告都からの回答は、次回となる。

被告都への反論は次。「無許可集会」への警告はない。都が、逮捕状況について主張するところの上記（1）（2）いずれも事実にないとして、否認。

■傍聴しての感想

ウェブ映像によって瞭然だが、本件逮捕時、原告らによる警官への「暴行」の事実はない。しかし、先般の被告都の準備書面において、原告らはいかにも破廉恥に感情の赴くところ暴行した、体（てい）で描かれる。

出来の悪い私小説ならばともかく、ここは国賠訴訟だ。都のいう事実とは「歴史修正」のそれであり、間近で見せつけられたことは、悲しい。原告とともに「本当のこと」を伝えたい。

（註）「違法限定説」とは、職務行為に関連して行った行為が違法であっても、それだけでは国家賠償法適用とはせず、更に、当該公務員の故意・過失を要求する説。過去の国賠訴訟でも、棄却を求める根拠として多用されてきた。

（法廷イラスト：タケシ、シライシ）

★地裁前情宣と交流会の報告★

第 3 回期日が開かれた 10 月 4 日（月曜日）、国賠訴訟団は昼時の 12 時半から地裁前での情宣を行いました。おなじみの「なくせ公安条例！」のバナーを広げ、拡声器で警察の不当逮捕とその厚顔無恥な正当化に対する謝罪と国家賠償を求めていく決意を元気よく裁判所前で訴えました。集まった 10 名ほどの支援者とともに、地裁前各所で国賠裁判への賛同を求めるビラまきを2時過ぎまで行いました。公安警察の不当な妨害にも随時反撃を加えました。

今回の傍聴にはいつも駆けつけてくれるフリーター全般労組や国賠ネットの仲間に加え、他の裁判闘争を闘う当該や支援者たちも参加してくれました。裁判の後の報告交流会では、座間ゆうメイト解雇撤回支援の仲間、不当解雇と悪質な偽装倒産を行った教育情報研究所と控訴審で闘っている原告、腐敗した労働組合幹部による団結権侵害の不法行為を追及する新産別運転者労働組合（新運転）裁判の仲間とのエール交換を行い、活気あふれる交流の時間をもつことができました。

（黒猫）

第三回口頭弁論期日 10 月 4 日の公安動向

裁判所前にいた公安。カメラを向けると慌てて移動した。

12：30～裁判所前で情宣・ビラ撒き。裁判所入口周辺に私服（背広）警官の大群に驚く。警備員に聞いたところ、暴力団関係の裁判だとか。
マル暴を除いた警備公安らしき私服の動員はおおよそ以下の通り。
裁判所正門前からみて、裁判所入口前に 3 人、裁判所前の歩道の左側十字路付近に 3 人、右側法務省手前付近に 5 人。
向かい側の歩道、警察庁前に 4 人、警視庁前に 10 人。
ただし、同一人物が移動して配置を変えているので、それぞれビラ撒き中の最大人数として算定している。そしてビラ撒きを終え、傍聴に向かい裁判所内に入る。
入口からみてロビーの左側に 2 人座っている。そのうち一人は公安の公然顔出し部隊の中でもよく見かける刑事、もう一人はあまり見かけないが、20 代くらいの風貌。
支援者数人で、嫌味たっぷりに声をかけるが、無言。よく見かけるほうの刑事は立ち上がり、虚勢をはって支援者たちを睨みつけながら去る。もう一人の若手は、とぼけたフリをしていたので、「お前も一緒に失せろ」と抗議すると、素直にロビーを離れたw
721 法廷付近では、目立った動きはなし。以上。

なくせ公安条例！9.23
麻生邸リアリティツアー国賠訴訟集会

9月23日、「なくせ公安条例！麻生邸リアリティツアー国賠訴訟集会」を開催しました。集会は3部で構成。まず、事件の映像を撮影していた映像ディレクター小林アツシさんと原告とで当時を振り返りました。次に、憲法学者の奥平康弘さんには、基調講演として自由な集合的政治表現を弾圧する戦前の治安警察法、治安維持法と公安条例のつながりについて話して頂きました。最後に国賠訴訟団弁護団の大口昭彦弁護士から、麻生邸事件弾圧の不当性と公安条例の違憲性について語っていただきました。

★第1セクション

小林アツシさん、当該3人

リアリティツアー事件は不当逮捕のyou tube映像が大きな反響を呼びました。小林さんはその映像を撮影・編集した一人で、公安警察の横暴に対して強い怒りを持っています。東京都は当該3人が「無届デモを扇動」して「警官に暴力を振るった」から逮捕したと主張しており、当時のテレビもそう報道しました。しかし未公開の長時間映像を流しながら事実と異なることを指摘。出発前にアピールしていたハチ公前広場もツアー中の歩道も全く渋滞や混乱は起きていません。

小林さんは公安の動きに注目。最初はツアー「許可」していた渋谷署の態度が、本庁公安に呼び出されてから「道具を降ろせ、警告を出したからな」と強硬になり、ツアー中も不当逮捕のシミュレーションを繰り返していた。逮捕時に「ゆでダコ」と呼ばれた栢木國廣・警視庁公安部公安二課長（当時）が「あいつも捕れ！」と叫んでから警察が動き出す所も克明に映っています。小林さんは不当性を的確に解説しながら当該に話を振ります。警察側が何もしていない私たちを地面に押し倒した事を体験に沿って話しました。

向かって左が小林さん

獄中では、映像によって逮捕の不当性を分かってくれる人が増えた事にとても勇気づけられたと話しました。社会運動が根付いておらず、警察が市民を守る存在だと思われがちな今の日本では、弾圧が起きると身近な人であっても「こちらが何か悪い事をしたのでは」と思われる可能性があります。映像はそこを突破したのです。国賠訴訟でもその勢いを維持していきたいですし、映像を使った権力への反撃にはまだまだ様々な可能性があります。当該3人の体験談とともに、今後も実践していきましょう

（報告：園良太）

★第 2、第 3 セクション
奥平康弘さん、大口明彦さん

9 月 23 日、渋谷勤労福祉会館で行われた訴訟団集会は悪天候にも関わらず開始時間には会場がほぼ満員の状態となり、国賠闘争への広い関心に大いに励まされることになった。ここでは、憲法学者の奥平康弘さんによる基調講演と、弁護団で救援連絡センターの運営委員も務める大口昭彦さんの講演を報告したい。

●奥平さん

奥平さんは、表現の自由や憲法 9 条そして治安法に関する多数の著作があると同時に、沖縄密約訴訟やイラク自衛隊派兵違憲訴訟など国家犯罪の責任を問う数々の裁判において、専門家からの意見を述べてきた。講演では、戦前の弾圧法―とりわけ治安維持法と治安警察法―に触れ、戦後においては治安維持法は破防法、治安警察法は公安条例、等々かたちを変えて集会やデモなどひとびとの集団行動を規制する国家意志が引き継がれていることを指摘。運動という集団的異議申し立て行為は、集会・結社の自由と表現の自由と不可分のものとしてあるという。「人が集まるなかで、思いついたらすぐそこからデモをやる、くらいのことが当たり前でなくてはならない」、というシンプルで力強い発言が印象的だった。

講演の質疑応答では、集的政治表現に対する制限がなぜ国法でなく地方自治体の法である条例として制定されたのか、日本において弾圧法制の国際比較研究はあるのか、等の具体的な質問が出された。

●大口さん

多くの公安事件・刑事事件に関わってこられた弁護団の大口さんは、集団行動・集団示威行進とは、民主主義社会における主権行使の重要な基礎であると述べた。韓国のキャンドルデモやフランスでの年金制度改革問題に対して人々が街頭に出て声を挙げている同時代的闘争を参照しつつ、麻生邸見学ツアーは極めて当然の主権行使行為であるとその意義を高く評価した。国家賠償請求訴訟という手段は悪法に対する実践的批判であり、公安条例や公務執行妨害を持ち出す捜査手法が運動抑圧であることも強調した。

●全体討論、交流会へ

全体討論では、闘争勝利のための様々なアドバイスや意見をもらった。同じように歩いていただけで公安条例を適用された靖国解体企画の事件、国賠裁判を闘う国賠ネットと土田・日石ピース缶事件の原告、そして渋谷区宮下公園のナイキ公園化のための強制代執行への切迫する阻止闘争の仲間からのアピールも寄せられた。

集会後の交流会にも多数の参加者が集まり、白熱した議論が深夜まで繰り広げられた。今後も公安条例や治安弾圧法の歴史的・同時代的問題への理解を深める作業も行いつつ、公安条例廃止・国賠闘争勝利に向けて運動を広げていきたい。

（徳永理彩）

あなたの国のデモの自由度は？ ー韓国編

■韓国の活動家にインタビュー■

※ イ＝インタビュア　活＝韓国の活動家

○日本の法律、韓国の法律

イ：2008 年に東京都公安条例違反で 3 人が逮捕され、11 日間拘留されるということがありました。それで、今年に入って国家賠償請求のために訴訟団が起ちあがり、裁判が始まりました。

この裁判を通じて、公安条例というのがデモの自由を制約しているという事実に対して、その撤廃を求め闘っているところです。

東京のデモにはあなたも参加したことがあるので、大体の様子はわかると思いますが、東京でデモをするのにどういう手続きをするかといいますと、東京都公安条例に基づいてデモの 72 時間以内に届出をしなくてはなりません。それで警察署に行きますが、その時に警察は「お願い」と称して、「混乱がおきる」「前例がない」といったことをいって規制をしようとしたり、許可条件をつけてきたりします。ですから、我々はガチガチに固められてのデモをやらざるをえなくなっています。

さてそれでは、韓国ではデモを行う際に、どのような手続きをしますか？

活：韓国には、集会とデモに関する法律というのがあります。それは、申告制つまり届出制ですね。そしてそれは、1 日前つまり 24 時間前に警察へ届け出なくてはなりません。それで、韓国も同じで、「通行の邪魔になる」とかいろいろな理由を挙げてきて、不許可になることが多いです。

例えば去年は、市庁前で何回か集会申告をしたのですが、そこは人が多いから許可しないというとんでもない理由で不許可になりました。市庁前の広場が他と違うのは、ソウル市の条例があるということです。いろいろと問題になって、今年、届出制に変わったのですが、いままでは届出ではなく許可を取らなくてはならないという条例でした。それは韓国でも特殊な事例でしたが、韓国で選挙があり、リベラル派がかなり押したことでそういう変更がなされたのです。

デモ行進の場合には、やはり届出制なのですが、大きな道路では難しいことがあります。

また、集会申告をするときは、主催者の名前を書いて、集会の安全を保持するための安全要員を用意し、それも届け出なくてはなりません。

○デモ、集会の自由

活：サムスン電子の前で集会をするようなときは、サムスンの会社の側がまず先に集会申告をしてきます。なぜなら先着順になっているので、既に申告が出ているからということで、集会をさせないようにしてくるのです。そういう時は、一人デモ(※1)をします。一人でプラカードを

持って立ったりするのです。というのも、それは集団でしているわけではないので、集会などそういったものにはあたりません。だから許可はいらないのです。

それから夜間集会に関する法律というのもあって、以前は夜間に集会ができないようにするという規則でした。2008 年のキャンドルデモの時にそれが問題になりました。それである人が、これは憲法違反だからこの条項を廃止しろという憲法訴訟(※2)をやりました。そして、今年になって夜間集会ができるような法律が通過して、いまはできるようになりました。

状況はある程度良くなったとはいうものの、まあ日本と同じような感じで、いろいろと警察が難癖をつけてできないようにしてきます。韓国のデモの場合、車を並べてきて壁をつくり見えないようにしたりしてきます。そうすると集会をしてても通行人に見えないので意味がありません。

もうひとつはこれは私もやられたことですが、去年、龍山（ヨンサン）で集会をした時、そこへ移動する際に車を捕まえようとします。「なんで捕まえるんだ」というと何の根拠もなく、「上から言われたから捕まえるんだ」といってきました。何にも言わずにただ捕まえるということもありました。

集会における警察（韓国）

イ：そういうのに逆らったりすると、公務執行妨害みたいなことにされたりするのですか？

活：ありますね。だから捕まらないようにするために、手は出さず口で罵声を浴びせます。

2005 年のＦＴＡ反対の時には農民たちがソウルの集会やデモに参加したのですが、高速道路で移動する際に料金所で彼らを捕まえて、行けないようにしてきました。集会の申告が通っても、いろいろなやり方で集会ができないようにしてきます。

イ：そもそも届出というのをしないと捕まったりしてしまうんですよね？

活：無届けの場合には即座に逮捕連行となります。それでもいくつか差があって、ものすごい多くの人が集まるようなときはいきなり連行してしまうのですが、そうじゃない場合には現場で警察と交渉したりします。お互い面倒くさいから、うまく手打ちをすることもあります。

最近になって、申告制でなく許可制にしろという議論も出てきました。これはソウル市の条例ではなく、国の法律のレベルでです。そうなるとほとんどが駄目にされてしまうでしょう。

今度の 11 月の G20 の際には特別法が制定されて、集会が全て許可制にされてしまいます。それをもとに、集会とデモに関する法律を完全に許可制に変えようとする動きがあります。G20 の場合には、警備に軍を導入できるような条項も入っています。本来、警備というのは警察がやるもので、軍人というのは国防をやるものであり、そういった軍人が出てくるのは憲法違反じゃないのかという異論もでています。

○家宅捜索と情報収集

イ：届出の際、主催者の名前を書いて万が一逮捕となった時に、日本の場合だとガサが入りますが、そういうのはありますか？

活：そういうときには逮捕されてガサ入れされることもありますが、必ずされるわけではなく、大きな組織がされることがあるぐらいです。個人の家とかに入ることはほとんどありません。その代わり、電話の盗聴やメールの盗聴などをやっているので、家宅捜索などしなくても、目をつけられた活動家はあらゆることが把握されてしまっています。集会なんかやると、参加者も知らないことを警察が知っていることもあります。ときどき情報課の方から電話がかかってきて、警察の方が教えてくることもありますから。（笑）

イ：ところで、あなたは大丈夫なんですか？

活：まあ、盗聴なんかもされていたかもしれませんが、知られたところでコーヒーを焙煎している音ぐらいしか聞こえてないでしょうから。どうでもいいような話ばっかりしてね。（笑）

本当に重要なときは、筆談でやったりしたこともありましたよ。

（2010.8.12）

待機する警察のバス（韓国）

【注】

※１　一人デモ

韓国でいうデモは日本と意味合いが異なるところがあり、抗議行動、抗議集会、抗議パフォーマンスといったものを一般にデモという。

※２　憲法訴訟

憲法訴訟というのは、憲法に合致しているかというのを判断する訴訟で、日本でいえばいきなり最高裁レベルでの憲法判断を求めるようなもの。

『リアリティツアー弾圧二周年街宣報告』

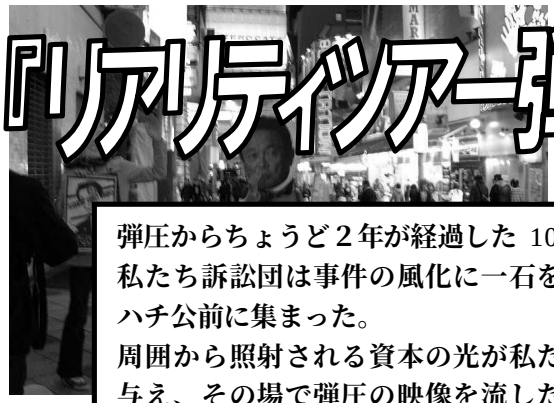

弾圧からちょうど２年が経過した 10 月 26 日、私たち訴訟団は事件の風化に一石を投じるべくハチ公前に集まった。
周囲から照射される資本の光が私たちに輪郭を与え、その場で弾圧の映像を流したり、通行人にビラを配布した。
次に逮捕現場に赴き、弾圧再現寸劇を試みた。
辺りからこぼれ落ちた微笑や戸惑いの表情によって、幾分でもアスファルトが熱くなったと思った。
終了するとその足で麻生邸を目指した（迷った）。
到着すると門前にはすでに警官が。
聞けば、豪邸の主は改装工事中で不在とのこと。
拍子抜けした私たちは、近隣住民に事の弾圧と次回公判の告知をアナウンスし、行動を締めた。

★★★

＊余談として、私たちは帰りがてらフリーアナウンスを、各人が自由に声を発してしまった（場違い）。
しかし、その声ははたして届くのか？、と私は考えてみた。
高級住宅街が証明する圧倒的なセキュリティと（何より）闇夜という時間帯がアナウンスの内容以前にアウトなのではないか、と。
あ、待・て・よ、「○腐の○○○」の線上は使えるのでは？
といった閃きと今後のことを話しつつ、私たちは寒波が骨身に染みる暗い夜道を後にしたのだった。

★★★

【気井昇】

GO OUT!

★訴訟団日誌★

（編集部まとめ）

■9 月 7 日

『北海道新聞』に特集記事「フリーター労組が国賠提訴」が掲載

フリーター労組が国賠訴訟

格差社会に疑問…豪邸見るツアーで逮捕

識者ら過剰警備指摘

警察「無届け」淡々と

麻生邸拝見リアリティツアーの警察による強権的な逮捕を検証する

逮捕は行き過ぎ

※逮捕時の状況を丁寧に取材した、力のこもった記事が掲載されました。

■9 月 15 日

事務局会議

■9 月 16 日

『朝日新聞』文化欄に 9.23 集会案内が掲載

■9 月 23 日

訴訟団主催、「なくせ公安条例！麻生邸リアリティツアー国賠訴訟集会」渋谷にて開催

■10 月 1 日

『週刊金曜日』10 月 1 日号に『でてこい！』２号が紹介される

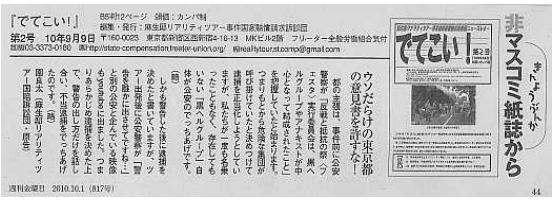

「でてこい！」

非マスコミ紙誌から

ウソだらけの東京都の登見寄を許すな！

■10 月 11 日

10 月中旬号『出版ニュース』に掲載

「デモもできない国でよいのいか」

（日隅一雄）

言論 デモもできない国でよいのか

※ヨーロッパの例や奥平さんの集会での発言などを引き、逮捕の不当性を訴える記事でした。

■10 月 15 日

事務局会議

■10 月 16 日

反貧困世直し大集会にてチラシ 800 枚情宣

■10 月 16 日－17 日

鹿児島でのコミュニティユニオン全国ネットワークの全国集会にて約 350 名の参加者に情宣

■10 月 23 日

集会 2 カ所で発言（争議団連絡会議の反共謀罪集会／アジア連帯講座「免状等不実記載弾圧（06・10・24）を許さない国賠勝利判決から１年」）

■10 月 26 日

リアリティツアー弾圧 2 周年、渋谷駅頭＆麻生邸街宣

■11 月 5 日

弁護団会議

■12 月 4 日

ニュースレター『でてこい！』3 号発行

◆◆◆賛助会参加の呼びかけ◆◆◆

「麻生国賠」に賛同・ご協力いただき誠にありがとうございます。

このたび賛助会を立ち上げることにしました。裁判は来年度にかけて原告の陳述、証人喚問、証拠の提出と本格化していきます。

そこで、皆様から長期的なご支援をいただきたく、ぜひ賛助会への参加をお願いいたします。

★賛助会費：年額 2,000 円
★ニュースレター「でてこい」を毎号お送りいたします。

すでに賛同をいただいた方には賛助会員への移行をお願い致します。新規賛同者は賛助会員とみなします。賛同署名のみ参加も受け付けます。

振込用紙に「賛助会参加希望」とお書きの上、以下に振り込みをお願いいたします。

郵便振替：00130-9-282713　　口座名：麻生国賠
※口座を他行などからの受付口座として利用する場合は、
店名:〇一九店　　預金種目：当座　　口座番号：0282713

連絡先：〒151−0053 東京都渋谷区代々木 4-29-4 西新宿ミノシマビル 2F
TEL：03-3373-0180　FAX：03-3373-0184　　フリーター全般労働組合気付

【編集後記】訴訟を開始した 2010 年が終わろうとしています。第 4 回の期日が 12 月 6 日、14 時より東京地裁第 721 号法廷で行われます。ニュースレターは期日ごとの発行を目指しているのですが、第 3 回の報告が直前になってしまい申し訳ありません。賛助会の呼びかけでも触れているように、裁判は来年から本格化していきます。訴訟団としては、裁判に加え、国賠 TV の作成・web での公開や麻生国賠 T シャツの作成、全国キャラバンなど、このたたかいに多角的に取り組む事を企んでおります。2011 年も「麻生国賠」にご支援、ご注目のほどをよろしくお願いします！（ら）